第 5. 2. 10 1048

勞社第五八三號
昭和五年二月廿五日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
社會局長官 殿
各 府縣長官 殿
（北海道庁 秋田 新潟 長野 三重 兵庫 愛知 静岡 福岡 福島 栃木 茨城 群馬 埼玉 千葉）

東電從業員組合ノ解雇反対運動ニ關スル件（第一報）

要旨 (1) 本月末一日解雇セラレタル東京電燈株式會社ノ解雇理由ヲ訴ヘベク本月末四日組合代表者六名東電本社ヲ訪問シ爾後毎日數名ノ組合員ガ解雇セラレタル所ヲリタルヲ会社側ニ於テハ労働組合ヲ組織スル人員整理等ノ理由ニ依リ解雇セルニ非ズシテ本人ノ勤務怠慢ノ理由ニ解雇セルモノナリト言明ス

(2) 代表者等ハ速ニ社線組合本部ニ集合協議セルモ具体的運動方針ヲ決定セズ複合ス

(3) 本問題ハ一般ニ無意味ナリ元組合側ニ於テハ近ク中央事業会ヲ開催対策協議ヲナス意向

A